

「謙信公御書集」・「覚上公御書集」について

山田 邦明

の伝記記事は「覚上公御書集」の最初にも存在せず、「覚上公御書集」は冒頭から事件の概要と史料を列記する形になっており、両者が一連の作業の成果であることは明らかである。

東京大学日本史学研究室には、上杉謙信・景勝の時代の古文書写を集めた書物が保管されている（所蔵は文学部）。謙信に関連するものは十五冊で、表題中に「御書集」という表現があり、景勝の時代にかかわる二十一冊には「覚上公御書集」という表題がつけられている。「覚上公」とは景勝の院号であるから、これと対比して内容を明確にするために、とりあえず前者の十五冊本を「謙信公御書集」と名づけておきたい。

「謙信公御書集」と「覚上公御書集」は、冊子の大きさは異なるが、筆跡は同一であり、内容から判断しても、この両書は一連のものであることがわかる。まず「一」と書いて事実の概要を述べ、ついで一段下げて典拠となる史料を引用するというその体裁は両者に共通するし、「謙信公御書集」の冒頭には謙信の出生や幼年の記事があるが、景勝

の伝記記事は「覚上公御書集」の最初にも存在せず、「覚上公御書集」は冒頭から事件の概要と史料を列記する形になっており、両者が一連の作業の成果であることは明らかである。

計三十六冊に及ぶ膨大な史料集は、一九六〇年に購入されたものであり、一部の研究者の間では所在が知られていたが、現在に至るまで全面的に活用されているとは言い難い。『新潟県史』の編纂に際してもその内容を盛り込むことができず、一九八四年に刊行された『新潟県史』資料編5の「解説」でその所在のみ示している。筆者は県史編纂に関係する中でこの史料の存在を知り、『川西町史』や『十日町市史』の編集の過程で調査を行って、越後妻有地域（十日町市・中魚沼郡域）にかかわるいくつかの知見を得ることができたが、この書物の全面的検討には着手できないでいた。

このような中、一九九六年に黒田日出男氏の『謎解き洛中洛外図』（岩波新書）が刊行され、この両書が大きくクローズアップされることとなった。上杉家所蔵の洛中洛外図屏風の検討を進める中で、黒田

氏は「謙信公御書集」の中に記載された、織田信長が狩野永徳筆の「花洛尽」の屏風を謙信に贈ったという記事を発見し、この屏風が將軍足利義輝の依頼に応じて狩野永徳が永禄八年に完成させたもので、それから九年後の天正二年になって織田信長から謙信に贈られたのだと主張されたが、これに付随して「謙信公御書集」および「覚上公御書集」の史料価値に始めて言及されたのである。

「覚上公御書集」の帙には「平田範圍謹写之」と書かれている。この両書の成立や伝来にかかわる最も重要な記載であるが、黒田氏は「上杉家御年譜」別巻の「御家中諸士略系譜」にみえる、享保十一年より天明三年まで平田家の当主であった「平田源太範圍」がこの人物であるとしながらも、彼はこの両書を誰かから借りて筆写しただけであり、二つの「御書集」が編纂された時点は近世前期であったと考えるのが自然であると指摘された。そして「謙信公御書集」が「上杉年譜」の「謙信公御年譜」（元禄九年完成）と比べて収録文書も多く、内容的にも稿本性格が明瞭であることから、「上杉年譜」に先行する編纂物ではないかという見通しを提示されたのである。

現存する「謙信公御書集」・「覚上公御書集」自体は江戸後期のものだが、これはあくまで写本に過ぎず、両書の原典の編纂された時点は『上杉年譜』編纂以前の江戸前期に溯るといふ黒田氏の指摘は説得力があり、これによって両書の史料価値も正当に評価されることになったのである。

三十六冊にのぼる本書の内容は膨大であり、その全体を詳細に吟味することは現段階では難しいが、この書物の価値を正しく把握し、所収文書や記事の活用を図るためにも、その体裁や内容にかかわる簡単な紹介をここで試みてみたい。

二

まず「謙信公御書集」および「覚上公御書集」各冊の表題と、所収記事の年代を列記してみよう。「謙信公御書集」は全十五冊で、各冊に以下のような表題（題箋）が付けられている。この表題から記事の年代をおおよそ知ることができるが、表題の形式が一定していないので、収録記事の年代を付記しておいた。

- 第一冊 「御年譜略 御書集前書俚言集」
（享禄三年より天文十九年まで）
- 第二冊 「天文二十回廿三弘治之比」
（天文二十年より弘治三年まで）
- 第三冊 「永禄元御書集前書俚言 同二回三」
（永禄元年より永禄三年まで）
- 第四冊 「永禄四御書集」
（永禄四年）
- 第五冊 「永禄五回六御書集」
（永禄五年・永禄六年）
- 第六冊 「永禄七御書集」
（永禄七年）
- 第七冊 「永禄八回九御書集」
（永禄八年・永禄九年）
- 第八冊 「永禄十回十一御書集」
（永禄十年・永禄十一年）
- 第九冊 「永禄十二御書集 従正月」
（永禄十二年正月より閏五月まで）
- 第十冊 「永禄十二 従六月 十二月 終」
（永禄十二年六月より十二月まで）
- 第十一冊 「元亀元御書集」
（元亀元年）
- 第十二冊 「元亀二回三御書集」
（元亀二年・元亀三年）

第十三冊 「天正元同二御書集」

(天正元年・天正二年)

第十四冊 「天正三同四御書集」

(天正三年・天正四年)

第十五冊 「天正五同六御書集終」

(天正五年より天正六年三月まで)

このように一冊で一年または二年の記事を含む場合が多いが、史料の多い永祿十二年だけは二冊で一年分となっている。また表題は「御書集」の語と収録年代を併記する形が多いが、第一冊に「御年譜略御書集前書偲言集」、第三冊に「御書集前書偲言」と書かれていることは注目すべきである。ここにみえる「前書」とは史料の前に書かれた記事(地の文)を指すが、後述するようにその内容は史料の要点紹介に止まらない。「謙信公御書集」も「覚上公御書集」も、「御書集」とはあるが実際には「前書」と「御書」の集成的なものである。また特定の史料に拠らない伝承記事もかなり収録されているが、こうしたものが表題にみえる「偲言」にあたりと考えてよからう。この両書が単なる古文書集ではなく、年代順に史料に基づく事実と、伝承記事を列記し、あわせて根拠となった史料も記載するという、立体的構造をもつ編纂物であることを、この表題は示しているのである。

さらに第一冊の表題にみえる「御年譜略」という表現も重要である。この冊の最初の部分にも「御年譜略略録写」と書かれており、「御書集」全体が編年で上杉家当主の事跡を記した「年譜」の「略録」であるという意識が存在していたことがわかる。前記したようなこの書物の記載形式も、文書集というより「年譜」の草稿といったほうがよりふさわしい。

なお第一冊には表紙右上部分に「従御誕生、天文十九年十二月マテ」と書かれている、後述するようにこうした記載は「覚上公御書

集」の各冊にみえるが、「謙信公御書集」ではこの冊だけにある。また第二冊の題箋の下には「巻」と書かれ、背の部分の底(小口の右端)にも「巻」とある。そして第三冊から最後の十五冊までの題箋の下には、それぞれ「式」から「十四」までの文字が記され、同じく背の底にも「二」から「十四」の字が書かれている。「謙信公御書集」は十五冊だが、最初の一冊は巻首にあたり、巻数は十四巻だと認識されていたのであろう。

三

続いて「覚上公御書集」についてみてみよう。「謙信公御書集」は厚めの紙で上下二方向から全体を覆われており、そこに書き入れはなすが、「覚上公御書集」二十一冊は四方から包み込む形の帙におさまられており、この帙の表紙には

覚上公御代御書集 従天正六年 至慶長六年 廿巻冊

平田範隅謹写之

と記され、その裏には天正六年から慶長六年に至る年代表と収録巻にかかわるメモ書きがある。

「覚上公御書集」の各冊には厚紙の表紙が施されており、その表題部分には「覚上公御書集之巻」などと巻の数が記載され、さらに表紙の右上部分に「従天正六年正月 同年六月迄」というように収録記事の年次が書かれている。先に見た「謙信公御書集」の表題が各冊でまちまちだったのに対して、「覚上公御書集」の表題の形式は整然としている。

ただ「覚上公御書集」の各冊の表紙をめくった一紙目にも、主とし

て巻数と収載年月を記載した表題がある。この表題をとりあえず「内題」と表現し、以下各冊ごとに表題と内題の内容を列記してみたい。

第一冊 表題「覚上公御書集之卷 從天正六年正月 同年六月迄」

内題「天正六年古案前書俚言集 從正月 到六月 一」

第二冊 表題「覚上公御書集之式 從天正六年七月 同年十二月迄」

内題「天正六年古案御書集

從七月 到九月 猶又至十二月 二」

第三冊 表題「覚上公御書集之三 從天正七年正月 至同年十二月」

内題「天正七年 從正月 十二月迄 三」

第四冊 表題「覚上公御書集之四

從天正八年正月 同年十二月ニ至ル

内題「御年譜略天正八年留 從正月 到十二月 四」

第五冊 表題「覚上公御書集之五 從天正九年正月 同年十二月迄」

内題「御書集 天正九年 完 五」

第六冊 表題「覚上公御書集之六 天正十年正月より六月まで」

内題「天正十年 從正月 六月迄 六」

第七冊 表題「覚上公御書集之七 天正十年七月より十二月まで」

内題「天正十年 七月 十二月迄 閏拾二月 七」

第八冊 表題「覚上公御書集之八

天正十一年正月より同年四月まで」

内題「天正十一年 從正月 至四月 八」

第九冊 表題「覚上公御書集之九 從天正十一年五月 至十二月」

内題「天正十一年 從五月 至十二月 九」

第十冊 表題「覚上公御書集之十 從天正十二年正月 至十二月」

内題「天正十二年 從正月 五月迄 猶至十二月 十」

第十一冊 表題「覚上公御書集之十一

從天正十三年正月 至十二月」

内題「天正十三年 至正月 十二月 閏八月 十二」

第十二冊 表題「覚上公御書集之十式

從天正十四年正月 至十二月」

内題「天正十四年 從正月 十二月迄 十二」

第十三冊 表題「覚上公御書集之十三

從天正十五年正月 至同十六年十二月」

内題「天正十五年 從正月 十二月迄

同 十六年 從正月 十二月迄 閏五月 十三」

第十四冊 表題「覚上公御書集十四 從天正十七年正月 至十二月」

内題「天正十七年 從正月 十二月迄 十四」

第十五冊 表題「覚上公御書集十五 自天正十八年正月 至十二月」

内題「天正十八年 從正月 十二月迄 十五」

第十六冊 表題「覚上公御書集拾六 從天正十九年正月 至十二月」

内題「天正十九年 從正月 十二月迄 閏正月 十六」

第十七冊 表題「覚上公御書集十七之上

從文祿元年正月 同二年十二月迄」

内題「文祿元年 從正月 十二月迄

天正二十年十二月廿八日改元

同 二年 從正月十二月迄 閏九月 十七ノ上」

第十八冊 表題「覚上公御書集十七之下

從文祿三年正月 至十二月

同四年同断 慶長元年同断」

内題「文祿三年 從正月 十二月迄

同 四年 同
慶長元年 同

文禄五年十一月廿七日改元、閏七月也

十七ノ下」

第十九冊 表題「覚上公御書集拾八」

従慶長二年正月 同四年十二月迄」

内題「慶長二年 従正月十二月迄」

同 三年 同

同 四年 同

十八」

第二十冊 表題「覚上公御書集十九 慶長五年自正月 至十二月」

内題「慶長五年 従正月 十二月迄 十九」

第二十一冊 表題「覚上公御書集二拾 大尾」

慶長六年自正月 至十月」

内題「慶長六年 従正月 十月迄 廿 大尾」

「謙信公御書集」と同様、「覚上公御書集」においても一冊で一年分の記事を取録することが多いが、史料の多い天正六年・十年・十一年は二冊で一年分となっている。また文禄・慶長の時期については数年分を一冊にまとめていることが多い。

巻の構成で注目されるのは、巻十七のみが上下二冊に分けられていることである。この巻十七は文禄元年から慶長元年まであしかけ五年分を含んでいるが、このみ上下に分冊された事情はよくわからない。巻十七上は文禄元年と二年の二年分、下は文禄三年・同四年・慶長元年の三年分であるが、二年や三年で一冊というのは他の巻と比べて不自然ではないので、この冊分けが編纂当初になされたとすれば、巻十七上を巻十七、十七下を巻十八とし、全二十一巻で構成すれば問題な

いことになる。確言はできないが、この書物が編纂された段階では二十巻で二十冊だったのが、書写の過程で装丁上の都合で十七巻のみが上下に分冊されたとりあえず考えておきたい。そうすればこのことも現存する「御書集」が編纂された現物ではなく後世の写本であることを示す根拠となるかもしれない。

また第一冊の内題に「古案前書俚言集」と記され、さらに第二冊の内題に「古案御書集」、第四冊の内題に「御年譜略」と記されていることも注目すべきである。「謙信公御書集」と同様「覚上公御書集」も単なる「御書集」ではなく「前書俚言集」とも呼ばれるべきものがあり、「御年譜略」として編纂された側面も持つことをこの内題は示している。またここにも見える「古案」は古い古文書の写の意であり、「御書集」とはいいながら収載文書は上杉家当主の発給文書に限定されないことを意識してこうした内題が書かれたと考えられるのである。

この「御書集」と「古案」の関係については若干付言する必要がある。現在米沢市立図書館に所蔵されている上杉家の史料の中に、「歴代古案」および「古案」（別本歴代古案）と呼ばれる古文書集がある。これは上杉家の文書および各家臣の家に相伝された文書（主として謙信・景勝の時代のもの）を家別に収録したものであるが、同じく上杉家の史料には、謙信および景勝の発給文書のみを列記した「謙信公御書」「景勝公御書」という書物もある（『マイクロフィルム版 上杉文書』所収、雄松堂書店）。詳細の検討は後日に譲らなければならぬが、米沢藩における修史事業の過程でこうした「古案」と「御書集」が並行して作成されたことは重要であり、「古案」と「御書集」とは違うものだと考えられていたことがわかる。そうするとここで紹介している「謙信公御書集」や「覚上公御書集」も、厳密には「御書

集」の範疇を超えたものということになり、書名についても再検討の必要が出てくるのである。

四

以上、「謙信公御書集」・「覚上公御書集」の主として形態面について述べてきたが、ついでその記載の形式や内容について具体的に紹介したい。まず「謙信公御書集」の第二冊目の中から一つの記事を選んでみよう。

一 同年三月中旬、武田晴信令于信州表出張、剩到于信越堺令遮却越国御出陣通途故、信州御味方高梨刑部大輔政頼、飯山城等難相抱旨、頼而求于越府御出陣旨、依茲于上田長尾政景公、当廿四日就可有春日山御進発、早速可為出陣旨、猶大井田藤七郎基政委曲可申送由被仰送也、

就信州之儀、度々如令啓、至于今度茂更無抛子細候間、非可致見除候、左候ハ、出張日限等之事、旁可申談進候処、景虎出馬遅々候共、^(者カ)高梨飯山地可打明由、頼而被申越候、左様に被申候者、弥失節儀候条、明廿四日罷立候、毎度如申宣、弥可為御太儀候、早速御着陣肝要候、恐々謹言、

猶々、於様体者、從藤七郎方可申入候、

彈正少弼

三月廿三日

越前守殿

景虎

これは天文二十四年（弘治元年）の条に収められている記事である。

史料は長尾景虎（のちの上杉謙信）から、同族で越後上田庄の領主である長尾政景にあてられた書状で、高梨らを救うために明日信州にむけて出兵するから、上田からも軍勢を出してほしいと要請しているものである。

「謙信公御書集」の編者は、この史料を天文二十四年のものと判断してここに置くとともに、その内容を解説して詳しい「前書」を記したのである。この「前書」は史料の原文と同程度の分量を持ち、武田晴信が信州に出陣し、さらに信越国境に近づいて越後軍の通路を遮断したという、文書には直接示されていない背景も記している。史料では「高梨」とみえる人物が「高梨刑部大輔政頼」であることも「前書」で示されているが、ことに注意を引くのは「猶大井田藤七郎基政委曲可申送由被仰送也」という記載である。

この一文は文書の追って書きの「猶々、於様体者、從藤七郎方可申入候」という記載の内容を書いたものであるが、史料にみえる「藤七郎」が「大井田藤七郎基政」であるという「前書」の記載は重要である。景虎が書状で姓を書かず、ただ「藤七郎」とのみ記していることから推して、長尾一門の誰かではないかと推測できるが、それ以上のことは一般にはわからない。しかしこの編者は何かの根拠をもとに、この「藤七郎」が大井田藤七郎基政であると判断し、「前書」にその情報を盛り込んだのである。

大井田氏は新田氏の一族で、越後妻有地方に拠点をすえ、南北朝内乱においては新田義貞に従って活躍し、その後も家名を保って上杉家の家臣となっていた。そして大井田氏にかかわる系図などに、上田の長尾政景の実弟が大井田家に入って大井田藤七郎と名乗ったという記事がみえるのである（「米沢大井田家系譜」、全国大井田同族会編

「大井田一族のすべて」(一九九六年)四七頁)。

この景虎の書状の記載によれば、景虎出馬の詳細はこの「藤七郎」によって政景に届けられたことになる。おそらく藤七郎は景虎に近侍していたのであろう。周知のように長尾政景は景虎が越後守護代になつてすぐ離反し、しばらく争いあつた人物である。ほぼ対等の長尾一門で、かつ関東への通路にあたる上田庄を押さえている彼との関係が円滑に保つことが、この時期の景虎にとつてきわめて重要な課題であつた。講和のあかしとして景虎の姉が政景に嫁いでいたが、これに加えて政景の弟の大井田藤七郎が府内に出て景虎のもとに仕えていたことが推測されるのである。

史料にみえる「高刑」が「高梨刑部大輔政頼」であることは、わりあい容易に推測できようが、「藤七郎」が「大井田藤七郎」であることは、上杉家中にかなり通じていなければ思いつかないであらう。史料の内容を忠実に紹介するだけでなく、他の材料からわかる情報を付け加えて作成された「前書」の記載は、ときに誤りを含むとはいえ研究の上できわめて有益なのである。

五

「謙信公御書集」・「覺上公御書集」とともに、その記載のほとんどは前記したような「前書」と史料本文との組み合わせであるが、あえて史料を記載せず「前書」のみ記す場合もあり、また特定の史料によらない伝承の類を記している部分もある。このうちの後者は表題にみられる「俚言」に相当するものであり、その分量は多くないが注目すべき記載もある。

先にみたように上田の長尾政景は謙信と身分的には対等で、一時は敵対していたが、やがて謙信の片腕として活躍するに至る。謙信にとつて政景は国内で最大の脅威であつたが、一方で信頼できる朋輩でもあつたのである。ところが小田原攻めの三年後の永祿七年七月五日、政景は上田の野尻池で溺死してしまふ。政景の子喜平次(のちの景勝)は謙信の養子として府内にあり、上田長尾氏の家臣たちは当主を失つて謙信に直属する軍団として編成されてゆくことになるのである。長尾政景の急死によつて、謙信の立場は安定し、関東への通路にあたる上田庄の掌握が大きく進んだわけで、政景の死が単なる事故ではなく、裏で謙信が糸を引いていたという伝えは早くから広まつていた。宇佐美定満が謙信の密命を受けて政景と同じ船に乗り、共に溺死したというのである。

この事件について「謙信公御書集」は永祿四年七月の条でとりあげている。

一 同年七月五日、越後魚沼郡上田城主長尾越前守政景逝去、諡宗得院殿匠山道宗大居士、于上田福寿山楞嚴禪寺、奉葬送之、導師当寺三代惠天長和尚勤役之矣、

上田庄楞嚴寺者、弘治年中、政景亡父君越前守房長為菩提令開基之、則房長法号楞嚴寺殿月洲、

又、政景卒去説、于此時政景有于信州野尻岩番鎮、厭信州為消失残暑、于野尻湖水浮一舟尽日有遊宴、相從輩及沈醉、水中一遊一咏、其樂不可尽、及于波底顛倒、事危急也、船中衆勢令于大狼狽、欲為授救輩及沈醉周章不少、于終政景・宇佐美定満及溺死、船中有合近臣関谷佐左衛門・国分彦五郎胤吉・内藤左近・亮間又次郎等、及數輩溺死若干也、

于是有兩説、宇佐美定満密受公深嚴命故、有此計、宇佐美俱溺死矣、

又、宇佐美駿河守定満者、永祿七年七月五日也、

又、永祿四年七月五日、為政景宇佐美定満溺死故、名字断絶、

子孫及浪人事蹟見諸書也、雖然、永祿九年五月、宇佐美民部

少勝行從越府為使介、江州矢嶋御所源義昭公江被贈長光御太

刀御馬黃金等、是以可相違事知者也、

又、永祿四年七月五日、令政景溺死者、上田旧臣下平修理亮

秀広、密受公鈞命頼、此計事相計、及溺死故、令嗣源右衛門

国広、令改称下平、改于今井別称也、故於于今下平家御書有

于今井家也、

政景溺死の年については永祿四年という所伝もあり、そのため「謙信公御書集」の編者も永祿四年条にこの記事を入れたのであろうが、ここで興味をひくのは、政景溺死の事情をめぐる「兩説」があるという記載である。政景といっしょに溺死したのが誰かをめぐって、宇佐美定満だという説と、下平修理亮秀広が下手人だという説の二つがあるというのである。

このうち宇佐美が関係しているという説は周知のものだが、下平が関わっているというのにはあまり知られていない。下平修理亮は越後妻有地方の武士で、近隣の領主である上野家成と激しい土地争いを続けた人物であるが、彼が謙信の密命を受けて政景殺害を謀り、ともに溺死したという説が記されているのである。

この説にかかわる「御書集」の記事は短い、その内容は説得的である。この事件のあと、嗣子の源右衛門国広は下平の姓を改めて今井と改姓し、そのため今でも下平家の文書は今井家に伝えられていると

記されている。「御書集」の編者は宇佐美が犯人だという説には疑問を呈しているが、下平説に対しては、この時点における文書の所在からみてもたやすく斥けられないと判断していたように見える。

下平修理亮の遺領は没収されたらしいが、景勝の時代になるとこの地の領主として今井源右衛門尉国広という人物が登場する（『長福寺文書』今井国広寺領注文、『新潟県史』資料編5、七四頁）。下平修理亮の嗣子が今井源右衛門国広だという「御書集」の記述はこのことから裏付けられるが、それだけでなく、まさに下平が政景横死の首謀者であると記した書物も見つけることができる。

今井源右衛門尉国広は景勝の時代に下越後の笹岡城に派遣されて新発田重家討伐の先鋒として活躍する。その活動について「越後治乱記」という書物に書かれているが、ここにも今井の先祖の「下平修理」が謙信の命をうけて「永祿四年七月五日」に政景を野尻池に沈めたと記されているのである（『越佐史料』巻六、一三三頁）。

「謙信公御書集」と「越後治乱記」の相互関係は明らかにできないが、江戸前期の米沢藩において、政景横死事件の犯人が実は下平であるという伝承が、部分的にせよ広がっていた可能性は高い。そして「御書集」の編者が考えたように、宇佐美定満が関係しているという一般に流布している説より、下平がからんでいるという説のほうが真実に近いように思われるのである。

六

「謙信公御書集」と「覚上公御書集」の丁数は合計で二九〇〇丁余を数え、収載文書の数も二千点は優に超えたと考えられる。これだけ

の多数の文書を年次順に配列した書物が江戸の前期に成立していたことは驚くべきことであるし、さらに文書の内容だけでなく、編纂過程で調査したさまざまな情報を注入して記載された「前書」「俚言」の部分も価値が高い。黒田氏が発見された洛中洛外図が永禄八年の製作であったという記事も、まさにこの「前書」部分にあったのである。

米沢藩上杉家に伝えられた膨大な書物からわかるように、上杉家においては江戸の早い時期から家臣の由緒書と文書の提出を求め、これをもとに上杉家の歴史をまとめる事業が発足していた。その中心的成果が「謙信公御年譜」に始まる代々当主の「御年譜」（上杉年譜）であり、その後も「上杉家記」をはじめとする多くの書物が編纂された。

こうした米沢藩の修史事業と「謙信公御書集」「覚上公御書集」がどうかかわるのかは未解明であるが、この両書がその分量からいっても個人の努力で達成できるものではないことは容易に推測でき、やはり公的な修史事業の一環として編纂されたものと考えるのが自然であろう。

謙信・景勝二代の文書は、その多くが『越佐史料』に収録され、また『新潟県史』でも原文書を中心に多くの文書が収められている。そして最近では『歴代古案』の刊行も開始された。このように戦国大名越後上杉氏に関わる文書の多くは刊行物の形で手に取ることができるようになっているが、それでも多くのこされた文書の写などの中には、いまだに刊本に収録されていないものもかなりある。「謙信公御書集」「覚上公御書集」の収録文書のうち、従来の刊行物に未公開のものがあるかは定かでないが、ある程度はそうした文書も存在するように思える。前記した長尾政景あての書状も、「上杉家文書」や「歴代古案」などに収録されていない文書の一つである。

古文書の写の収載にあたって、本書では文書の字をそのまま写すこ

とはせず、ひらがなを漢字に改めたりして、全体を形の整った漢文体に直している。『上杉年譜』所収の文書も同様の形式であり、「謙信公御書集」・「覚上公御書集」が『上杉年譜』につながるものである可能性を暗示している。こうした手法は現在ではほとんど行われておらず、文書の形式面も含む正確な情報を伝えるという意味では問題を含むといわねばならないが、文書の内容のみを整然と記録するには、この方法によるほうが適切であり、読者にも親切であると考えられることもできよう。「謙信公御書集」・「覚上公御書集」に収録された文書は、必ずしも原文書の姿をそのまま伝えてはいないが、その内容はほぼ正確に筆記されているのである。

「謙信公御書集」と「覚上公御書集」が、米沢藩における修史事業の中でどのような位置を占めるものであり、その方法と達成は江戸時代の史学史の中でどのように評価されるべきなのか。この両書の中にある具体的記事から、どのような事実が紡ぎ出せるのか。果たすべき課題は多いが、今回は簡単な紹介のみに止め、すべてを後日に託したい。なお前述したように、この両書は「御書集」とはいいながら謙信・景勝の「御書」だけでなく、多様な文書を収録しており、また「前書」や「俚言」の部分も重要であるから、厳密に言えば「古案前書俚言集」というのが正しいかもしれない。謙信や景勝の「御書」を集成した「謙信公御書」・「景勝公御書」という表題の書物も現存するから、「謙信公御書集」・「覚上公御書集」というタイトルだとこれと混同する恐れもある。また前述のように「御年譜略」あるいは「御年譜略録」という表題もみられ、内容的にも上杉家の年譜作成過程の稿本的書物である可能性が高いから、思い切って「上杉家年譜略録」とでも命名したほうがいいのかもわからない。内容の分析とともに、この書物

のタイトルをどう決定すべきかということも大きな検討課題である。

〔付記〕 ここで紹介した「謙信公御書集」十五冊、「覚上公御書集」

二十一冊については、これをすべて撮影して影印出版する計画があり、近く臨川書店から刊行される予定である。（「謙信公御書集」一冊、「覚上公御書集」二冊の計三冊の予定）。この影印出版によってこの書物の性格づけや、収載文書の検討が進み、戦国大名上杉氏の研究、さらには広く戦国時代史研究に役立つことになれば幸いである。